

**博多港の事業継続計画（博多港BCP）
「感染症編」**

令和4年3月

博多港事業継続推進協議会

目次

1. 基本方針	2
2. 対象とする感染症	2
3. 港湾機能の目標	3
4. 想定する対応期間・流行段階	4
5. 実施体制	6
6. 各流行段階において想定されるリスク	
【貨物船編】	8
【フェリー編】	8
【災害対応編】	9
7. 対応計画	
【貨物船・フェリー編】	
(1) 感染予防対策	12
(2) 感染者等が発生した場合の対応	14
【災害対応編】	
(1) 感染予防対策	16
(2) 感染者等が発生した場合の対応	17
8. マネジメント計画	
(1) 事前対策	19
【貨物船・フェリー編】【災害対応編】	
(2) 教育・訓練	20
(3) BCPの見直し、改善	21

1. 基本方針

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の感染疑いや船員交代による上陸のため臨船検疫を行うなど、感染防止のための対応が必要となっている。

我が国は、資源・エネルギー・穀物においては、ほぼ100%を海外からの輸入に依存し、その貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っていることから、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、機能の継続を図ることが必要不可欠である。

また、博多港は、市民の生活航路である市営渡船、離島への交通手段及び生活物資を運搬している離島航路、韓国との交流の役割を担っている日韓定期航路などの旅客航路があり、物流関係では、コンテナ船をはじめ、RORO船、バラ積み船、タンカー船など福岡市並びに福岡都市圏の生活を支える重要なインフラの役割を担っている。

そのため、感染症が拡大しても、当該港湾の港湾機能を維持していくためにも働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、博多港BCP（感染症編）（以下「感染症BCP」）を位置づけるものとする。

なお、クルーズ船については、博多港では「新たな感染症発生時におけるクルーズ船の岸壁利用許可に関する事務取扱要領」を策定しており、WHOが「緊急事態宣言」を行った場合などに、条例を適用し、岸壁の利用を認めないことが出来るようにしていることや、国においては、感染症の流行に伴い運航停止などの措置が取られることに鑑み、対象とはしないものとする。

2. 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下、「新型コロナウイルス」と言う）を念頭に感染症BCPを策定することとする。

なお、感染症BCPは、飛沫感染や接触経路とするその他の感染症にも準用する。

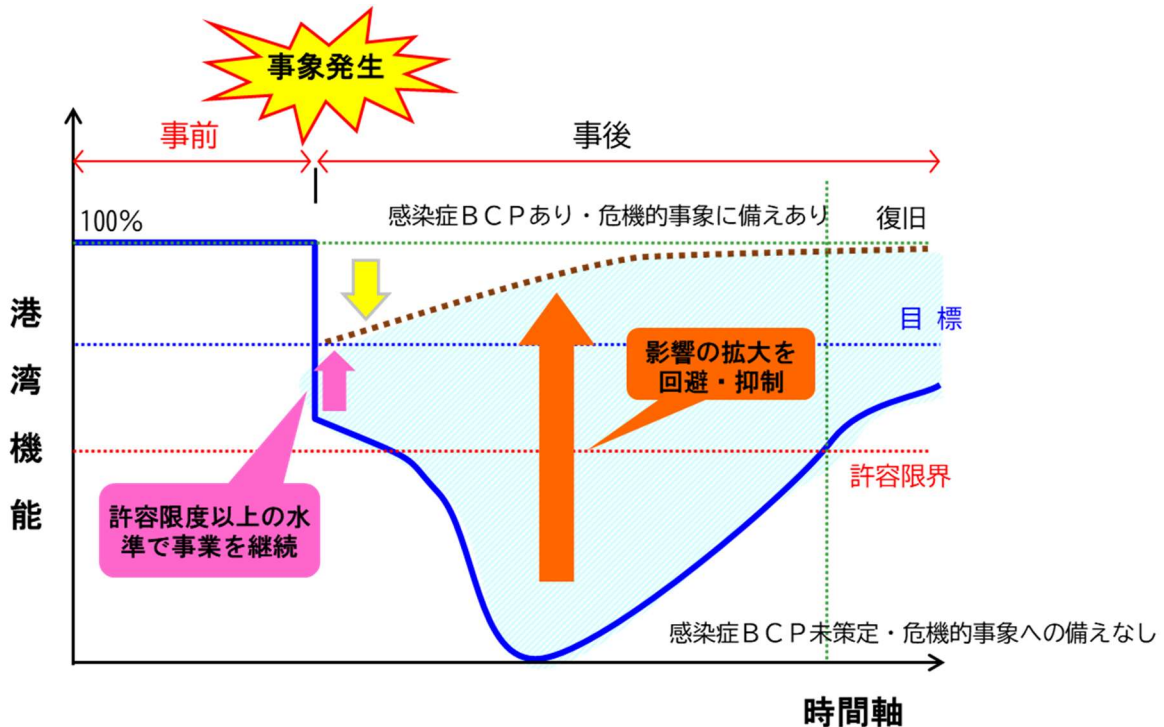
3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQをはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他関係機関の業務機能停止や、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

感染症BCPは、感染症によって博多港の、港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することではなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、感染症BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって博多港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。

図3-1 港湾における感染症BCPの概念



4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

①未発生期

新型コロナウイルス発生に備え、体制を整備する時期。

防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進める。

②海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等マスコミで取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。

感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上の影響をあらかじめ分析・評価する。

③国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。

港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応を行う。

④国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。

感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う。

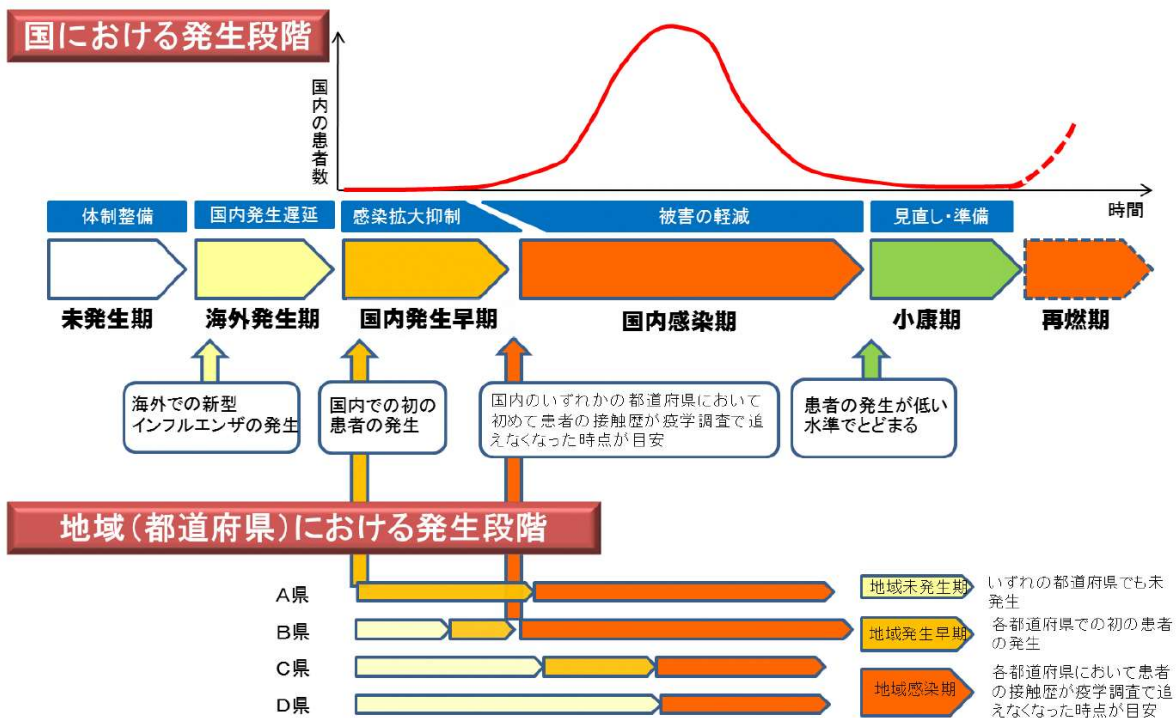
⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。

感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する。

図 4-1 国及び地域（都道府県）における発生段階

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



※新型インフルエンザ等対策政府行動計画より引用

5. 実施体制

「感染症BCP」の実施体制については、博多港BCPの実施体制としている博多港事業継続推進協議会とする。

なお、感染症への対応の観点から、博多港事業継続推進協議会に福岡検疫所、福岡市保健福祉局¹を追加するものとする。

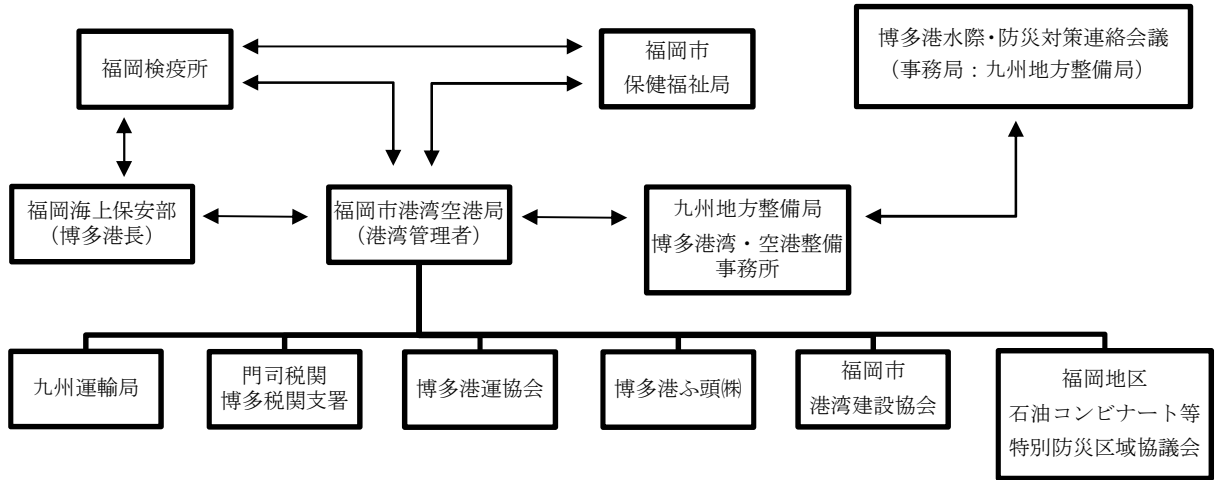
また、情報の収集及び共有・更新を強化する目的から、博多港水際・防災対策連絡会議を連絡体制に追加するものとする。

表－1 博多港事業継続推進協議会（感染症BCP）の構成

組織名	
関係団体	博多港運協会
	福岡地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
	福岡市港湾建設協会
	博多港ふ頭株式会社
行政機関	九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所
	福岡海上保安部
	福岡検疫所（感染症BCPのみ）
	九州運輸局 海上安全環境部
	門司税関博多税務支署
	福岡市保健福祉局（感染症BCPのみ）
事務局	福岡市港湾空港局

¹ R4. 4. 1 以降、「福岡市保健医療局」に名称変更

表-2 博多港事業継続協議会（感染症BCP）の連絡体制



【参考】

博多港 水際・防災対策連絡会議 名簿

※順不同

(行政機関)	(関係団体)
財務省 門司税関 博多税関支署	博多港開発・西部ガス共同事業体(博多港国際ターミナル等指定管理者)
出入国在留管理庁 福岡出入国在留管理局 博多港出張所	博多港ふ頭株式会社
厚生労働省 福岡検疫所	一般社団法人 日本埋立浚渫協会九州支部
農林水産省 動物検疫所 門司支所 博多出張所	福岡市港湾建設協会
農林水産省 門司植物防疫所 福岡支所	福岡地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
環境省 九州地方環境事務所	博多港エージェント会
陸上自衛隊 福岡駐屯地	一般社団法人 博多港振興協会
海上自衛隊 佐世保地方総監部	福岡地区旅客船協会
国土交通省 九州運輸局	博多港タグ事業協同組合
海上保安庁 福岡海上保安部	博多港湾労働組合協議会
福岡県警察 東警察署	博多港運協会
福岡県警察 博多臨港警察署	博多水先区水先人会
福岡県 保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	
福岡市 港湾空港局	(有識者)
福岡市 消防局 警防部	九州大学病院 グローバル感染症センター
福岡市 保健福祉局 健康医療部	
福岡市 環境局 環境監理部	(事務局)
福岡市 市民局 防災・危機管理部	国土交通省 九州地方整備局
	国土交通省 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所

6. 各流行段階において想定されるリスク

【貨物船編²】

- ① 未発生期
 - ・ 特記事項なし。

- ② 海外発生期
 - ・ 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
 - ・ 港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク〈※②～⑤に跨るリスク〉
 - ・ 検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が検疫錨地に長時間停泊し、後続船の検疫に影響するリスク〈※②～④に跨るリスク〉
 - ・ 荷役のため着岸中の外航貨物船が、船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②～④に跨るリスク〉

- ③ 国内発生早期
 - ・ 港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク〈※③～④に跨るリスク〉
 - ・ 港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク〈※③～④に跨るリスク〉

- ④ 国内感染期
 - ・ 国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク

- ⑤ 小康期
 - ・ 国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
 - ・ 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

² 貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO 船等）、フェリー及び貨客船を対象とする。

【フェリー編³】

① 未発生期

- ・特記事項無し

② 海外発生期

- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する海外渡航者、又は上陸する船員からの感染者が国内に流入するリスク
- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生するリスク

③ 国内発生早期

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク
- ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク。特に、市営渡船や離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要。〈※③～④に跨がるリスク〉

④ 国内感染期

※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定

- ・国内フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大するリスク（特に離島航路においては、島内の医療体制が十分でない中で負担が増大するリスク）
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、市営渡船や離島航路の運航が維持できなくなり市民及び島民の経済活動や生活に著しい影響が及ぶリスク

⑤ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

³ フェリーとは、旅客の観点から、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする。

【災害対応編】

① 未発生期

- ・特記事項なし。

② 海外発生期

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク

○貨物船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

- ・緊急物資輸送岸壁等に係留中の貨物船等から感染者が発生し、長期間占有することにより、支援船舶の受け入れが困難になるリスク（※②～④に跨るリスク）

③ 国内発生早期

○被災状況調査・TEC-FORCE⁴ 等による支援に関するリスク

- ・被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク

- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク

- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク

- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク

- ・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

④ 国内感染期

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ・被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク

⁴ TEC-FORCE とは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行なえるよう、国土交通省において創設された「緊急災害対策派遣隊」のこと。

- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
 - ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク
 - ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症がまん延させるリスク
- 港湾利用面に関するリスク
- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク
- 外国からの支援に起因する感染症リスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
 - ・被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク
- ⑤ 小康期
- ・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

7. 対応計画

【貨物船・フェリー編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは8. マネジメント計画を参照すること。

② 海外発生期

福岡市港湾空港局は、九州地方整備局や福岡検疫所との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、博多港事業継続推進協議会及び博多港水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報共有を実施する。

海外からの渡航者若しくは乗組員から又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、福岡市港湾空港局は船社及びターミナル関係者等（以下「船社等」）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請する。

また福岡市港湾空港局は、福岡検疫所及び保健所等防疫関係機関（以下「防疫関係機関」）との連携のもとに、船社等に対し、感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置き状況把握に努めるよう周知する。

③ 国内発生早期

福岡市港湾空港局は、九州地方整備局や福岡検疫所との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、博多港事業継続推進協議会及び博多港水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

福岡市港湾空港局は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請する。

また福岡市港湾空港局は、防疫関係機関との連携のもとに、船社等に対し、感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握及び確保に努めるよう要請する。

④ 国内感染期

福岡市港湾空港局は、九州地方整備局や福岡検疫所との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、博多港事業継続推進協議会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

福岡市港湾空港局は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請する。

また福岡市港湾空港局は、防疫関係機関との連携のもとに、船社等に対し、感

染症の予防・防疫措置並びに感染者等に対する所要の措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材や隔離等施設及び要員の過不足の状況把握及び確保に努めるよう要請する。なお、九州地方整備局は、必要に応じて他港も含めた相互融通のための調整を行う。

船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底し、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。

⑤ 小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、福岡市港湾空港局は引き続き、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を要請する。

また、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、感染症BCPの修正を実施する。

表 7-1 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有			
検温やマスク着用等の 所要の防疫措置	(強化)	(徹底強化)	(継続)
感染予防に係るポスター 掲示やアナウンス			(継続)
予防・防疫資機材の備え置き把握・他港との相互融通			
		職員への感染に備えたローテーション勤務 や職務の代替性強化	衛生用品等感染予防 対策品の補充や対応 の見直し、感染症BCP の改訂

(2) 感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が発生した場合の対応（各流行段階共通）

福岡市港湾空港局は乗組員や乗客に感染者等が発生した場合、感染者等乗船船舶が、防疫関係機関に連絡を行ったことを確認するとともに、博多港事業継続推進協議会構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、当該船舶等に対し、防疫関係機関の指示のもと、感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置と、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を要請する。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

表7-2 各フェーズにおける対応及びその主体

確認項目\時系列 - 主体	事案 発生 ★	終結 ★	実施主体					
			船舶又は 代理店	福岡 検疫所	九州地方 整備局	九州 運輸局	福岡海上 保安部	港湾 運営会社
1 初動の情報共有等								
(1)有症者・感染疑い者等の報告	⇒		○					
(2)感染船及び感染者の情報把握	⇒			○				
(3)博多港事業継続推進協議会（感染症BCP）への情報共有	⇒							○
(4)感染船及び感染者の情報を本省・本庁に報告	⇒			○	○	○		
(5)船社への確認(交代船員の確保の見込み等)	⇒						○	○
(6)リエゾンの派遣の検討	⇒			○	○	○		○
2 検疫の実施場所の調整								
(1)検疫錨地での検疫実施の調整	⇒			○				
(2)荒天時等における検疫岸壁の確保依頼	⇒			○				
(3)検疫岸壁等の確保の可否の検討	⇒						○	○
(4)水先人の乗り込みの可否の確認	⇒		○				○	○
3 検疫の実施								
(1)検疫の実施	⇒			○				
(2)必要に応じ検疫結果の公表	⇒		○	○	○	○	○	○
(3)患者の搬送	⇒			○			○	
(4)感染船の消毒	⇒		○					
4 荷役の実施								
(1)荷役実施に対する指導（板検疫済証交付）	⇒			○				
5 船員交代の実施								
(1)交代船員の確保	⇒		○					
6 感染疑い船等の移動調整（港湾の管理運営上支障が生じた時）								
(1)感染疑い船等の移動の指示又は要請	⇔			○			○	○
7 感染船の出港								
(1)次の寄港地等に向け、速やかに出港するよう指示	⇒						○	○

【災害対応編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは7. マネジメント計画を参照すること。

② 海外発生期

福岡市港湾空港局及び九州地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、サーモグラフィー等による検温の実施を、派遣元に対して要請する。福岡市港湾空港局においては、支援船の着岸岸壁の調整を行う。

③ 国内発生早期

福岡市港湾空港局及び九州地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、サーモグラフィー等による検温の実施、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を、派遣元に対して要請する。福岡市港湾空港局においては、支援船の着岸岸壁の調整を行う。九州地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

④ 国内感染期

福岡市港湾空港局及び九州地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、サーモグラフィー等による検温の実施、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を、派遣元に対して要請する。福岡市港湾空港局においては、支援船の着岸岸壁の調整を行う。九州地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

⑤ 小康期

国土交通省港湾局は、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂を実施する。また福岡市港湾空港局及び九州地方整備局は、災害対応従事者の派遣元に対して、感染予防対策用品の補充を要請する。

表 7-3 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
災害対応従事者の感染対策			
災害対応従事者の検温			
支援船の岸壁調整			
	屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小		
	オンラインでのリエゾン対応の検討		複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

福岡市港湾空港局は、派遣部隊に感染者等が発生した場合、派遣部隊の船舶が、防疫関係機関に連絡を行ったことを確認するとともに、博多港事業継続推進協議会構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、当該船舶に対し、防疫関係機関の指示のもと、感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置と、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を要請する。また被災地における感染状況については、博多港事業継続推進協議会において適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

表7-3 各フェーズにおける対応及びその主体

確認項目\時系列 - 主体	事案発生 ★	最終 ★	実施主体						
			派遣部隊	福岡 検疫所	九州地方 整備局	九州 運輸局	福岡海上 保安部	港湾 運営会社	福岡市 (港湾管理者)
1 初動の情報共有等									
(1)有症者・感染疑い者等の報告	⇒		○						
(2)感染船及び感染者の情報把握	⇒			○					
(3)博多港事業継続推進協議会（感染症BCP）への情報共有	⇒							○	
(4)感染船及び感染者の情報を本省・本庁に報告	⇒			○	○	○			
(5)船社への確認(交代船員の確保の見込み等)	⇒						○	○	
(6)リエゾンの派遣の検討	⇒			○	○	○		○	
2 検疫の実施場所の調整									
(1)検疫錨地での検疫実施の調整	⇒			○					
(2)荒天時等における検疫岸壁の確保依頼	⇒			○					
(3)検疫岸壁等の確保の可否の検討	⇒						○	○	
(4)水先人の乗り込みの可否の確認	⇒		○				○	○	
3 検疫の実施									
(1)検疫の実施	⇒			○					
(2)必要に応じ検疫結果の公表	⇒		○	○	○	○	○	○	
(3)患者の搬送	⇒			○			○		
(4)感染船の消毒	⇒		○						
4 荷役の実施									
(1)荷役実施に対する指導（板検疫済証交付）	⇒			○					
5 船員交代の実施									
(1)交代船員の確保	⇒		○						
6 感染疑い船等の移動調整（港湾の管理運営上支障が生じた時）									
(1)感染疑い船等の移動の指示又は要請	⇔			○			○	○	
7 感染船の出港									
(1)次の寄港地等に向け、速やかに出港するよう指示	⇒						○	○	

8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症BCPのマネジメント計画においては、感染症の発生・蔓延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

(1) 事前対策

【貨物船・フェリー編】

福岡市港湾空港局は、博多港事業継続推進協議会及び博多港水際・防災対策連絡会議等の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

福岡市港湾空港局は、福岡検疫所との連携のもとに、国内外における感染症発生の動向に常に注視するとともに、必要に応じて、乗員が感染した場合に備え、管轄下にある貨物船、国際フェリー・外航定期旅客船等ターミナルにおける船舶の受入条件等の確認のための配乗条件の把握などをあらかじめ行い、感染発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で感染症対策や感染症の予防・防疫資機器材の準備⁵を行う。

また博多港事業継続推進協議会構成員は、海外感染期に入った時点で、第7章の対応計画に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体的な対処行動を文書化し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

【災害対応編】

福岡市港湾空港局及び九州地方整備局は、以下について事前に調整を行う。

- ・ ホットラインの確認及び、感染症発生時における TEG-FORCE の派遣方針に関する認識の共有。
- ・ 感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- ・ 関係業界団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した感染症BCPを拡充。

⁵ 地方整備局等、港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等の連携の下に、サーモグラフィーや防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等の感染予防対策用品の備蓄状況の把握や消毒等感染拡大防止策の手順と業務依頼先の確認、感染者発生時の待機場所、動線等の確認（検疫所や保健所と調整が必要）など。特に、国際航路に関しては、感染の疑いが発生した場合の船内またはターミナルの隔離室の整備（陰圧機能の付与）、船内待機の場合の汚物処理の検討が重要。

- ・ 感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）
※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ・ 感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・ 被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。
- ・ 複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及びPDCAによる実効性向上。
- ・ 防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保。
- ・ 災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保に関する関係機関との調整。

（２）教育・訓練

博多港事業継続推進協議会構成員は、毎年福岡検疫所が実施している関係機関が連携した感染症訓練をはじめとした、港湾において感染症が発生した際の訓練を定期的実施することとする。特に海外発生期や国内感染期については、各流行段階において想定されるリスクを踏まえ、あらかじめ文書化した対応計画に基づいて訓練を行うこととする。また、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症BCPに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等を博多港水際・防災対策連絡会議等の場を通じた情報共有を定期的（毎年１回程度）に行うものとする。

表—８ 博多港で実施する訓練一覧

訓練の種類	概要	主体	頻度
新型コロナウイルス感染症検疫措置訓練	新型コロナウイルス感染症の迅速かつ適切な検疫対応ができるように、手順や搬送経路の確認を行い、危機管理体制の強化を図る。	福岡検疫所	年１回程度
情報伝達訓練	情報収集伝達の流れについて、問題点等の洗い出しや実効性のある情報連絡システムの構築を図る	福岡市港湾空港局	年１回程度

(3) BCPの見直し、改善

感染症BCPの実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方にそって、博多港事業継続推進協議会において実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体のBCP等に基づき、適宜、感染症BCPの見直し・改善を行う。また、感染症BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階においてBCPに基づいてとられた具体の対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的にBCPの修正を行うこととする。

なお、感染症BCPでは博多港における対応を想定しているが、着岸岸壁の選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である九州地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。

